

新たな基本目標及び基本施策等の検討〔第三次基本構想(素案):第4章～第6章〕

1 基本的な考え方

(1) 基本目標〔第三次基本構想(素案):第4章〕

「第三次基本構想策定の共通認識」に基づき、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、活力あるまち、持続可能なまちを目指すという視点で、新たな基本目標を検討した。

具体的には、二次基本構想において基本目標として位置付けられていない、子ども・子育てに関する基本目標を新たに設定し、全体を再編した。

基本目標	考え方
子どもたちの笑顔が輝くまち	人口減少をできる限り抑制し、次代の東大和を担う子どもたちが健やかに成長できるまちとするため、子ども・子育てに関する基本目標を設定した。
健康であたたかい心のかようまち	少子高齢化が進展する中であっても、健康寿命の延伸など、健康や福祉に係る施策の役割が大きくなると予測されるため、健康や福祉に関する基本目標を設定した。
安心・安全で利便性が高いまち	市民の安心・安全に対する意識は高まっている。同時に、住みやすいまちとするため、利便性の確保も求められている。以上の視点に基づき、防災、防犯、道路・交通等に関する基本目標を設定した。
いきいきと心豊かに暮らせるまち	市民の自主的な活動を支援するとともに、一人ひとりの考え方を尊重することにより、誰もがいきいきと暮らせる活気あるまちとするため、文化、スポーツ、地域活動等に関する基本目標を設定した。
環境にやさしいまち	恵まれた自然環境に対する市民の評価は高い。一方、今後は、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの活用等に関する施策の役割が大きくなると予測される。以上の視点に基づき、環境に関する基本目標を設定した。
暮らしと産業が調和した活力あるまち	少子高齢化が進展する中であっても、商工業や農業などの産業が活発な活気あるまちとするため、産業に関する基本目標を設定した。

(2) 基本施策〔第三次基本構想(素案):第5章〕

第二次基本構想において、複数の取組内容が含まれている基本施策については、第三次基本構想(素案)では、分割することを基本として考えた。

(3) 基本構想を実現するために〔第三次基本構想(素案):第6章〕

第二次基本構想で掲げていた取組内容を踏まえ、今後20年間のまちづくりを見据えても重要となる市の取組内容について検討した。

その結果、公共施設の適正配置と総量の削減に取り組む「公共施設等マネジメント」等を新たな取組内容として加えた。

2 基本目標及び基本施策等〔第三次基本構想（素案）：第4章～第6章〕 新旧対照表

第二次基本構想			
基本目標		基本施策	
		取組内容	分野
豊かな人間性と文化をはぐくむまち	市民が生涯にわたる学習活動を通して豊かな人生を送ることができるよう、家庭教育、学校教育、社会教育等を充実し、共に生き共に学びあうことのできる社会を構築していきます。また、自主的で多彩な文化・余暇活動を振興するための環境をつくり、豊かな人間性と文化をはぐくむまちの実現をめざしていきます。	市民の一人ひとりが生涯の各時期に必要な応じた教育が受けられ、また、自主的な学習活動ができる生涯学習社会を構築していきます。	生涯学習
		子どもたちの意見や個性が尊重され、学ぶ喜びを実感できる教育を充実していきます。また、地域に開かれた創造的で特色のある学校づくりを推進していきます。	学校教育
		家庭、学校、地域等が一体となって、児童・青少年の健全育成活動を促進していくとともに、そのための条件整備に努めていきます。	子どもの健全育成
		先人が培ってきた歴史と伝統に親しみ、学び、後世へ引き継ぐとともに、新たな市民文化を創造していきます。また、市民の一人ひとりが芸術文化、スポーツ・レクリエーションを身近に親しむことができる機会と場づくりに努めていきます。	市民文化、スポーツ・レクリエーション
健康であたたかい心のかようまち	市民が健康で幸せな生活を送れるよう、保健・医療体制を確立していくとともに、相互の助け合いと公的な支援による総合的な福祉施策を展開していきます。また、誰もが地域の中で生き生きと生活していける福祉の風土を育て、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現をめざしていきます。	自らの健康は自らが守ることを基本とした健康の保持・増進のための体制を整備していきます。また、生涯の各時期に必要な応じた保健・医療サービスを充実していきます。	健康医療
		高齢化が進行する中、保健・医療・福祉の連携のもとに、高齢者が地域で安心して自立した生活ができるような介護・生活支援サービスを充実していきます。	高齢者福祉
		ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人が住みなれた家庭や地域の中で自立し、共に生活できるような介護・生活支援サービスを充実していきます。	障害者福祉
		少子化が進行する中、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるような育児・生活支援サービスを充実していきます。	児童福祉（子育て支援）
		市民と行政の連携により地域福祉を推進するとともに、市民の誰もが安心して社会参加できるユニバーサルデザインの視点に立った環境の整備に努めていきます。	地域福祉等
暮らしと産業が調和した活力あるまち	市民の暮らしの視点から、就労機会の拡充や勤労者福祉の向上、消費者保護などの施策を展開して、市民生活の安定と向上に努めていきます。また、地域の特性や生活環境に十分配慮した産業の振興を図って、地域経済の自立性を高めていきます。そして、市民と事業者が相互に理解し協力しあって地域の発展に努め、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現をめざしていきます。	関係機関と連携して、労働環境の向上と福利厚生充実、就労機会の拡充等に努めていきます。	勤労者
		消費者意識の高揚に努めて自立した消費者を育成していくとともに、消費者保護の体制を整備していきます。	消費生活
		環境保全などの多面的な機能をもつ農地を守り、市民との交流等を促進するためのふれあい農業を推進していきます。また、生産環境と生活環境が調和した工業地域の土地利用を図るとともに、新たな都市型産業の育成と誘導に努めていきます。さらに、利便性に富み、親しみやすい商店街を育成していくとともに、商業・業務核の形成に努めていきます。	都市農業、商工業
環境にやさしく安全で快適なまち	市民が愛着と誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちとしていくため、自然環境の保全・創出とともに、資源・エネルギー消費の抑制など環境への負荷の軽減に努めていきます。また、利便性に富み、安心して生活できるような都市基盤を整備していくとともに、地域の特性や景観等に配慮しながら都市の個性と魅力を創出し、環境にやさしく安全で快適なまちの実現をめざしていきます。	将来の都市構造を踏まえた市街地整備の方針に基づいて、道路、交通、公園・緑地、河川などの都市的施設を整備し、秩序あるまちづくりを推進していきます。	市街地整備、道路・交通、公園・緑地
		緑の拠点となる狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、市街地の身近な緑と水辺環境を保全・創出して、自然と共生したまちづくりを推進していきます。	自然環境
		災害や犯罪、交通事故等を防止するための施設や体制を整備し、市民の生命と財産を守っていきます。	防災防犯
		市民や事業者等の意識の高揚を図って、ごみの減量化やリサイクル化などを推進し、環境にやさしい資源循環型社会を構築していきます。	廃棄物の減量

基本施策の変更内容

→「文化、平和」「スポーツ・レクリエーション」「地域活動」へ分割

→商工業と一体化して、「商工業、勤労者」として再編

→「都市農業」「商工業、勤労者」へ分割

→「住環境、都市景観」「道路、交通」「自然環境」へ分割

→「防災」「防犯」「道路、交通」へ分割

第三次基本構想（素案）			
基本目標		基本施策	
		取組内容	分野
子どもたちの笑顔が輝くまち	子どもたちの健やかな育ちを守り、安心して子育てができるまちをめざします。また、子どもたち一人ひとりが輝く、活力に満ちたまちをめざします。	地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、すべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるまちづくりを進めます。	子育て支援（児童福祉）
		家庭、学校、地域等が一体となって、子どもの健全育成を推進し、子どもたちが地域で元気に成長できるまちづくりを進めます。	子どもの健全育成
		子どもたちの意見や個性が尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、子どもたち一人ひとりが輝くまちづくりを進めます。	学校教育
健康であたたかい心のかようまち	市民が、健康で幸せな生活を送ることができるまちをめざします。また、すべての人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちをめざします。	市民一人ひとりのこころとからだの健康づくりを支援し、誰もが健康で幸せな生活を送ることができるまちづくりを進めます。	健康医療
		地域の包括的な支えにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるとともに、その能力を発揮して、いきいきと活躍することができるまちづくりを進めます。	高齢者福祉
		障害のある人が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう必要な支援が行き届くとともに、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められるまちづくりを進めます。	障害者福祉
		社会保障制度がより適切かつ効果的に運営されているとともに、支援を必要とする市民が、地域社会全体で温かく見守られ、支えられるまちづくりを進めます。	地域福祉等
安心・安全で利便性が高いまち	災害に強い安心・安全なまちをめざします。また、市民が、快適で住み続けたいと思える住環境や交通環境の整ったまちをめざします。	自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、いつ発生するのか分からない災害に対する被害を最小限に食い止めることができるまちづくりを進めます。	防災
		きめ細やかな防犯対策を推進し、市民が犯罪などに巻き込まれない安全なまちづくりを進めます。	防犯
		誰もが快適で住み続けたいと思えるような良質で安全な住環境が確保されており、景観が美しいまちづくりを進めます。	住環境、都市景観
いきいきと心豊かに暮らせるまち	市民が、学習やスポーツ活動を通じて豊かな人生を送ることができるまちをめざします。また、地域に住む人々が、多くの活動を通じてつながり合い、多様な考え方を認め合うまちをめざします。	道路や交通の環境が整い、誰もが安全かつ快適に移動することができる利便性の高いまちづくりを進めます。	道路、交通
		誰もが生涯を通じて学び続け、一人ひとりが充実した人生を送るとともに、その成果をより良い地域づくりのために活かすことができるまちづくりを進めます。	生涯学習
		市民一人ひとりが平和の価値を共有するとともに、地域の文化や歴史に親しみ、「ふるさと東大和」への強い愛着と誇りを感じることができるまちづくりを進めます。	文化、平和
		多くの市民が、スポーツ・レクリエーションにより、健やかな心と体づくりに取り組み、スポーツ活動などを通じて、人と人がつながるまちづくりを進めます。	スポーツ・レクリエーション
		多くの市民が、地域でいきいきと暮らし、様々な社会活動への参加を通じて、地域における課題の解決に向けて自主的に行動するまちづくりを進めます。	地域活動
		市民一人ひとりが、性別や国籍、文化の違いに関係なく、地域社会の一員として尊重され、人権が擁護されるまちづくりを進めます。	男女共同参画、人権尊重等

相互の理解と協力を支えられるまち	市民が等しく社会を構成する一員として、安心して生活を営むことのできる環境づくりに努めていくとともに、市民による市民のための自主的で多彩な社会活動を展開していきます。また、地域を越えた広域的な連携をも深めて、相互の理解と協力を支えられるまちの実現をめざしていきます。	男女の共同参画を基本として、家庭、学校、職場、地域等が一体となり、誰もが社会の構成員として対等な生活を送ることができる環境づくりに努めていきます。	男女共同参画、人権尊重
		市民と行政との情報の共有化を促進し、多様な情報を享受できるような体制を整備していくとともに、高度情報化社会に対応した基盤整備に努めていきます。	情報化
		自主的で多彩なコミュニティ活動やボランティア活動、民間非営利活動などを促進するための体制を整備し、そうした諸活動への参加と行動を通して自治意識の高揚を図っていきます。	地域活動
		都市間での交流の輪を広げて、広域的な相互理解、相互協力の関係を築き上げていくとともに、国際化、平和・友好に向けた社会の醸成に努めていきます。	国際化、平和

→「基本構想を実現するために」の「行財政運営」と一体化して、「行財政運営、情報化、広域連携」として再編

→「文化、平和」「男女共同参画、人権尊重等」へ分割

環境にやさしいまち	貴重な地域資源である緑や水に囲まれたうるおいのあるまちをめざします。また、廃棄物が少ない環境にやさしいまちをめざします。	緑の拠点となる狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、市街地の身近な緑と水辺環境を保全して、自然と共生したまちづくりを進めます。	自然環境
		高い意識のもと、廃棄物の減量化に取り組み、環境負荷の少ない資源循環型のまちづくりを進めます。	廃棄物の減量
暮らしと調和した活力あるまち	地域に根ざした農業や商工業が活発で、活気あるまちをめざします。また、地域資源を活用して、魅力の発信ができるまちをめざします。	公害や温暖化の防止、再生可能エネルギーの導入などに取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。	環境保全
		地域の企業や商店街の活発な活動により、市内で住み働く人々が増え、地域の中でより良い経済循環を生み出せるまちづくりを進めます。	商工業、勤労者
		多くの市民が農業の重要性について理解し、市街地と農地が共存することにより、環境保全などの都市農業の機能が十分に発揮されるまちづくりを進めます。	都市農業
		消費生活のスタイルが多様化する中であっても、市民が必要な知識を習得でき、安全で豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。	消費生活
		地域資源を活用したイベントの実施や、住みやすい住環境の情報発信などにより、交流人口と定住人口が増加する活気あるまちづくりを進めます。	観光、シティプロモーション

基本構想を実現するために	この基本構想を実現するため、市民と行政がまちづくりの役割を分担し合えるような協働関係を構築していくとともに、事業者や近隣市町村・都・国などと連携して、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、その限りない英知と努力を結集して幾多の困難を克服し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現をめざしていきます。	地方分権の進展にあわせ、市民サービスの向上を前提とした簡素で効率的な行財政運営を確立していきます。また、全体の奉仕者として、市民や地域社会の期待に的確に応えることができる人材の育成に努めていきます。	行財政運営
		市民が主体的に地域社会の活動などにかかわり、行政の計画や実施過程に意見や要望を反映させていけるような市民参加の機会を拡充していきます。そのため、行政手続の明瞭化や情報公開など、行政の透明化を高めるとともに、広報・広聴活動などの一層の充実を図っていきます。	市民参加
		市民生活圏の地域を越えた拡大が進む中、自治体相互の自主性や自立性を尊重しつつ、近隣市町村との連携を深め、一層の広域的な地域資源の有効活用を推進していきます。	広域連携

→「情報化」「広域連携」と一体化して、「行財政運営、情報化、広域連携」として再編

→「市民協働」と一体化して、「市民参加、市民協働」として再編

→「情報化」「行財政運営」と一体化して、「行財政運営、情報化、広域連携」として再編

基本構想を実現するために	この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、次代の人々にも誇れるまちをめざします。	費用対効果を十分に勘案しながら、限りある財源や人的資源の効率的・効率的な活用を徹底するとともに、高度情報化社会に対応した基盤整備や近隣市町村との連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図ります。	行財政運営、情報化、広域連携
		老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と施設の長寿命化を図りながら、統廃合や多機能化などにより、公共施設の適正配置と総量の縮減に取り組みます。	公共施設等マネジメント
		市民参加の機会を確保し、市の計画や実施過程において市民の意見や要望を反映できるようにするとともに、市民と市が、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めます。	市民参加、市民協働